Osaka University Knowledge Archive

Title	株式会社における監査権限強化に関する一考察 : 日本法が今後の中国法改正に与える示唆
Author(s)	金, 錫華
Citation	阪大法学. 2011, 61(3,4), p. 331-357
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54830
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

株式会社における監査権限強化に関する一考察

――日本法が今後の中国法改正に与える示唆――

金　錫　華

一　はじめに

中国における二〇〇五年の公司法（条文の引用においては「公」と略する）の改正は学界及び実務界の強い要望に応じてなされたものである。新公司法においては、上場会社に独立取締役を設けるとする制度が新たに導入されたほか（公一二三条）、従来からの監事会制度にも大幅な改正が加えられ、監事会の権限が強化された。しかし、監査環境の整備や事前監査機能の向上等の内容については、法改正の焦点が明確でなく、監査の専門的機関とされる監事会の位置づけも依然として明確にされていない。特に、改正前の公司法においては、取締役及び経理が監査対象とされていたが（旧公一二六条一項二号）、改正後の公司法においては、取締役及び高級管理人員（経理、副経理、財務責任者、上場会社取締役会の秘書並びに定款で定めるその他の者〔公二一七条一号〕）が監査対象とされており（公一一九条一項・五四条二号前段）、監事会の監査対象とされる者の範囲が従来に比べて大幅に拡大された。したがって、いかなる方法で自らによる実査の長所を生かしながら、業務執行を行う取締役会側との連係を

図るべきかが、監事会の今後の重要な課題であるといえよう。

本稿は、監事会の監査権限が強化されるにいたった背景における各界からの意見を考察したうえで、改正後の公司法ではどのような改善がなされ、どのような課題が残されているのかについて整理し、監査役（会）の実査についての日本の論議、実務側の要望並びに判例等が、中国法にどのような示唆を与えるのかということを探るものである。加えて、内部統制システムをめぐる日本の従来の議論及び判例について一応の整理を行うとともに、取締役（会）及び監査役（会）の内部統制システムの構築に関する会社法（条文の引用においては「会」と略する）上の責務を考察し、両者の連係について日本法から示唆を得て、今後の中国法に向けて改善策を提示することにしたい。

二　中国法における監査権限

監事会の監査対象を管理人員まで拡大すべきであるという意見[1]もあったことから、改正後の公司法においては、監事会は取締役及び高級管理人員の職務執行を監査するという表現に改められるようになった（公一一九条一項・五四条二号前段）。監事会の基本的職務には会計監査と業務監査が含まれているが（公一一九条一項・五四条一～二号前段）[2]、その個別的業務監査権限に関する法律構成は、以下の通りである。

1　情報収集権

（一）報告請求及び調査の権限

会社の経営が健全に行われるためには、業務執行を行う取締役及び経理が監事会の監査業務に協力し、十分な情報を伝えることが必要となるが、従来の監事会には取締役及び経理の業務執行状況についての報告請求権が与えら

れておらず、取締役及び経理の業務執行を監事会が継続的かつきめ細かく把握するのは困難であった。このような事情を背景に、取締役及び経理が会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには監事会に報告すべきとする義務を導入し、併せて監事会にも業務執行者に対する報告請求権を認めるべきであるという提案[3]がなされてきた。改正後の公司法では、取締役及び高級管理人員は、監事会に業務執行状況を説明するとともにそれに関わる資料を提供しなければならず、監事会の権限の行使を妨害してはならないとする制度が導入された（公一五一条二項）。したがって、監事会はいつでも取締役及び高級管理人員に対し報告を求めることができ、報告を求められた取締役及び高級管理人員はこれを拒むことができないと解してよいであろう。しかし、業務執行者の監事会への報告義務については、公司法に導入されることはなかった。

他方、財産検査権（公一一九条一項・五四条一号）については、従来から、検査の方法として調査が含まれるとする見解[4]が多かったが、取締役及び経理の業務執行について調査することができるか否かについては、これを否定するのが多数の意見[5]であった。しかし、報告が取締役等の表現を介して情報を得る方法であるのに対し、調査は主として帳簿書類や財産等を自らが確認して情報を得る方法である。これは、受動的・断片的な報告の受領とは異なり、監事が自ら立てた監査方針に則り、積極的に情報を求める手段ということができ[6]、業務状況に対する調査権を認めることは監査の実効性を高める有力な手段となる。改正法は、業務監査を遂行するにあたっては監事会に調査権を与えるべきであるという提案[7]を採用し、監事会の調査権を明文で認め、公認会計士等の補助者を使用した場合の監査費用についても会社が負担すべきものとした（公一一九条一項・五五条二項）。

（二）取締役会への出席権

監事は取締役会に出席することができる（公一一九条一項・五五条一項）。監査役（監事）が取締役会に出席す

るのは、業務執行に関する意思決定のプロセスを知り、業務監査に必要な情報を得るためである。[8] したがって、監事の取締役会への出席については、所有と経営が分離されている状況において監査機関の機能を十全ならしめるためにも、それを単なる監事の権利または権力と解するのではなく、[9] 権限であると同時に義務でもあると解するのが[10] 妥当であろう。

また、改正法は監事の質問権を導入した（公一一九条一項・五五条一項）。改正前の公司法は、監事は取締役会に出席できると定めるにとどまっていたが（旧公一二六条二項）、取締役会への出席権に加え、取締役会の決議事項への質問権をも認めるべきであるという提案を受けて、[11] 改正後の公司法はこのような質問権についても認めるに至った。この規定の導入は、監事会が取締役会の意思決定のプロセスをチェックすることで、事前監査の効果を向上させるべきであるという要請によるものであるといえよう。

2　予防的監査権限

（一）取締役会における提案権

監査の実施について法は予防監査を期待するが、[12] 予防監査は監査役（監事会）監査のベスト・プラクティスであり、どのようにすればそれが可能になるのかが重要な課題である。[13] 有効な手段として考えられるのは、監事に意見陳述権を認めることであるが、従来、監事の取締役会出席権に意見陳述権が含まれるか否かについては、明文の規定が置かれていなかった。これに関しては、会社利益を害する行為についての監事会の是正請求に対し、取締役または経理が応じなかった場合、監事は取締役会において是正のために意見を述べることができると解する見解が[14] あるが、多くの学説はこれに否定的で、早くから監事の取締役会における意見陳述権を認めるべきであるとされてき

た。[15] 改正後の公司法では、監事の取締役会における提案権が認められるようになった（公一一九条一項・五五条一項）。

（二）是正請求の問題点

監事会は、取締役または高級管理人員の会社の利益を害する行為に対し、是正請求権を有する（公一一九条一項・五四条三号）。是正請求権の行使には、取締役または高級管理人員の業務執行が会社の利益を害していることが必要であるから、業務執行は進行中あるいは完了したものでなければならないであろう。しかし、監査の実施においては予防的監査が期待され、[16] 取締役の違法行為が完了し会社に損害が生じるのを防止するためには、監査役（監事）の迅速な対応が期待される。[17] したがって、進行中の違法行為についてそれを阻止するという意味では、監事会の是正請求にも意義があるといえる。しかし、すでに完了した業務執行については、株主代表訴訟の適用が考えられるため（公一五二条・一五〇条）、[18] それとは別に単に是正を求めるという法的措置の意義が疑われる。他方、取締役等が法律、法規及び会社の定款に違反する行為をし、会社に損害を及ぼす恐れがある場合において、当該行為によって当該会社に著しい損害が生じる恐れがあると認められたときに是正を請求するというのでは、事前防止の機能を果たせない。このような場合において是正請求権は、事前措置ではなく事後措置の機能しか有しないことになり、[19] 損害防止のための監事の迅速な対応は期待できない。

（三）差止請求権付与の提案

取締役等の違法行為をいち早く抑制し、会社に損害が生じるのを防止するためには、監事会が損害発生の前から介入できる制度を整備する必要がある。違法行為の差止めはそれが完結する前に行使しなければならず、継続中の違法状態を取り除くことも差止請求の対象になるというのが差止めの一般的な考え方であるといわれる。[20] しかし、

前述した通り、是正請求権には、会社利益の侵害が要件とされるがゆえに、侵害が現に存在しない限り事前監査の効力がない。また、損害が発生した場合には株主代表訴訟の提起が可能となるが、これは事後救済の法的措置はその重点が違法行為の是正よりも損害の回復に置かれるためであろう。このように考えると、監事会の事前監査機能を向上させるためには、監事会に差止請求権を与える必要があるといえよう。[21]

3　報告義務

（一）取締役会への報告義務

業務執行を決定する権限を持つのは取締役会であり（公一〇九条四項・四七条）、取締役会長は取締役会の決議の実施状況に対し監督する義務を負うとされている（公一一〇条二項）。したがって、取締役会長は取締役会の構成員であるその他の取締役の職務執行を監督しなければならないといえる。また、経理は取締役会の決議を実施する義務を負うとされているため（公一一四条二項・五〇条一項一号）、取締役会長は経理の職務執行をも監督しなければならないといえる。さらに、取締役会長は取締役会により選任・解任されるのであるから（公一一八条一項後段）、取締役会は取締役会長及びその他の取締役に対する監督権限を有していると解することが可能であり、これに加えて取締役会の構成員である取締役の他の取締役の職務執行に対する監視義務も導かれるといえる。このように、取締役会に監督権限を発動させる契機を与え、[22] 取締役会が迅速に対応し是正することが期待されることから、[23] 取締役または経理が不正の行為をし、もしくは当該行為をする恐れがあると認められるとき、監事会はこれらの事項につき取締役会に報告すべきとするのが妥当であろう。[24] またこのような見地から、取締役会の招集権を監事会に与えるべきであるという提案[25]もなされている。

（二）株主総会への報告義務

株主総会への報告義務については明文の規定がない。株主総会は監事会の報告について審議すると定められているにとどまり（公一〇〇条・三八条一項四号）、報告の時期、内容及び方法については明らかにされていない。報告の内容については、監事会が取締役会の株主総会に提出しようとする議案及び書類一般を調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、株主総会にその意見を報告すべきであるとする意見[26]がある。

一方、監事会には臨時株主総会の招集提案権が与えられており（公一一九条一項・五四条四号前段）、監事会から提案がなされた場合、取締役会は二ヶ月以内に臨時株主総会を開催しなければならない（公一〇一条五号）。従来、問題となったのは臨時株主総会の招集権者であるが、監事会の性格、地位及び権限から、是正請求権を行使した場合に限って監事会自らが臨時株主総会を招集することができるとする見解[27]があったが、監事会に必要な場合に臨時株主総会の招集権を与えないのは監事会の独立性を低下させるほか、監査職務を遂行するに際し取締役会に依存せざるを得なくなるとの批判[28]から、臨時株主総会の招集権を監事会に与えるべきであるという声が強かった[29]。これを受けて、改正後の公司法においては、臨時株主総会の招集が提案なされてから二ヶ月以内に取締役会が招集しなかった場合（公一〇一条五号）、監事会は自ら臨時株主総会を招集することができるようになった（公一一九条一項・五四条四号後段）[30]。なお、臨時株主総会の招集の目的については明文の規定がないが、会社の利益のためというのが要件であるとする見解[31]がある。臨時株主総会の招集権の濫用を防止するためには、招集の要件を厳格にすべきであり[32]、したがって、会社の利益のための招集のみ認められてよいと思われる。

（三）株主総会への提案権

改正後の公司法では、監事会の株主総会への提案権が認められている（公一一九条一項・五四条五号）。提案権の内容については明文の規定がないが、会社の利益のための提案であればよいと解してよいであろう。これについては、公司法が改正される前から、取締役会からの独立性の向上と権限の強化のための方策として、監事会に取締役及び経理等に関する人事権を与えるべきであるという提案がなされてきた。具体的には、取締役の解任提案権を与えるべきであるとする見解[33]、取締役及び経理の解任に関する提案権を与えるべきであるとする見解[34]、選任、解任及び賞罰に関する提案権を与えるべきであるとする見解[35]、取締役の被選任候補者の指名権を与えるとともに、取締役の解任提案権を与えるべきであるとする見解[36]、さらには取締役の選任権を与えるべきであるとする見解[37]、取締役の選任・解任権を与えるべきであるとする見解[38]等があった。

改正後の公司法には、監事会は、法律、行政法規、会社の定款並びに株主総会の決議に違反した取締役及び高級管理人員に対する解任提案権を有するとする制度が導入されている（公一一九条一項・五四条二号後段）。株主総会の決議違反の有無についても監査すべきであるという提案[39]を受け、監事会は株主総会の決議違反の有無についても監査を行うとする規定が初めて公司法に導入されたのである。

4　監事会の運営

従来、監事会の運営方法については定款で定めるとされていたが（旧公一二七条）、改正後の公司法では、以下のような改正が加えられた。監事会には、監事全員の過半数の賛成で議長（中国語では「主席」）を一人設けなければならない（副議長の設置は会社の自治に委ねられている）（公一一八条三項前段）。議長は監事会の招集を行わ

なければならないが、議長が監事会を招集することができないときには、副議長が監事会を招集しなければならず、さらに、副議長が監事会を招集することができないときには、半数以上の監事により選任された監事が監事会を招集しなければならない（公一一八条三項後段）。また、監事会は六ヶ月ごとに少なくとも一回開催されなければならず、監事は臨時監事会の開催を提案することができる（公一二〇条一項）。監事会の議事方法及び表決の手続きは、公司法の規定によるが、それ以外の事項については定款で定めなければならない（公一二〇条二項）。さらに、監事会は半数以上の賛成で決議されると定められているが（公一二〇条二項）、監事会が四人または六人等の員数で構成される場合には、半数以上に二人または三人が含まれるため、決議の要件を過半数にしなかったのは立法の瑕疵であるといわざるを得ない。なお、決議以外の事項については、公司法に具体的な規定が設けられていないため、事実上定款で定めることになるであろう。

監事の独任制については、監事が監査の専門知識に乏しいということや[40]、監査秩序に混乱が生じ、業務執行が牽制されすぎる恐れがあるということ[41]、等の理由から、監事の独任制を排除する意味で合議体の監事会制度を維持すべきであるという意見があるが、両方の制度は矛盾するものではないということをここで指摘しておきたい。したがって、監事の独任制を設けるべきとする提案[42]に賛成する。

5　責任追及における権限

従来、取締役と会社との間の訴訟において、誰が会社を代表するかについては規定がなった。また、会社を代表する者は取締役会長であるとされていたため（旧公一一三条二項）、取締役と会社との訴訟において、仮に取締役会長が会社を代表するとすれば、訴訟が公正を欠くものになりかねないという懸念があることから、会社の代表権

を有しない監事会の設置は、このような問題の解決にはならず、形式的なものに過ぎないという批判[43]もあった。したがって、取締役と会社との間の訴訟においては監事会が会社を代表すべきであるとする提案[44]や、経理と会社との間の訴訟においても監事会が会社を代表すべきであるとする提案[45]がなされてきた。改正後の公司法においては、監事会は一八〇日以前から単独または合計で発行済株式総数の一〇〇分の一以上を有する株主からの請求があった場合、取締役及び高級管理人員に対し損害賠償の訴えを提起できるようになった（公一五二条一項・一五〇条）。

他方、監事会に自らの判断による提訴権を与えるべきか否かについては、意見が分かれている。これを否定する意見[46]は、株主代表訴訟が提起されたときに限って、監事会の会社代表権を認めるべきであるとするが、これを肯定する意見[47]は、株主総会は大株主の支配を受けるケースが多く、支配株主自身が取締役を兼任するという方法を通じて会社の経営に関与している場合には、支配株主とその他の取締役及び経理との間には業務執行についての暗黙の了解があるといえるという理由から、監事会が自らの判断により提訴してよいとする。監事会が継続的に監査を行うという専門的な監査機関である以上、その裁量の範囲については議論の余地があるものの、株主からの請求がなかったとしても、自らの判断で取締役等に対し損害賠償の訴えを提起できるようにすべきであろう。

6　小　括

従来、中国では官民一体となって企業の経営が行われてきたため、所有と経営が分離されている株式会社という新しい経済組織は国民にとって馴染まないものであり[48]、コーポレート・ガバナンスにおける監督の重要性に対する認識も薄く、監査機関である監事会の機能及びその位置づけに対する認識も不十分であるといえる[49]。改正後の公司法においても監事会の位置づけが依然として法的に明確にされておらず、監事会は単なる取締役会による経営にお

ける諸利害関係者の利益の代弁者という形でとらえられており、経営の健全性確保というのが監事会の主たる機能であるという認識が今なお形成されていない。

三　日本法における監査役（会）の権限

日本の会社法において、監査役には業務監査権限及び会計監査権限が与えられているが、例外として非公開会社においては、監査役設置会社と会計監査人設置会社を除き、定款の定めにより監査役の権限を会計監査権限に限定することができる（会三八九条一項・七項）[50]。監査役（会）の個別的業務監査権限に関する法律構成は、以下の通りである。

1　監査環境の整備における情報収集権

企業の健全性と社会的信頼を担保するには、執行部である取締役による監督と、それと立場を異にするガバナンス機構の構築が必要である[51]。そのようなガバナンス機構の構築にあたっては、二〇〇四年に改正された日本監査役監査協会の新監査役監査基準においても監査環境の整備が重要な課題と位置づけられており[52]、監査環境の整備にあたって一般に考えられる問題としては、監査役の監査職務を補助するスタッフの十分な配置や、監査役に情報が確実に伝達されるルートの整備等の事項が特に挙げられる[53]。

監査役はいつでも取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対し事業の報告を求め、または監査役設置会社の業務及び財産の状況に対し調査をすることができる（会三八一条二項）。ただし、監査役の監査を定款で会計監査に限定している会社は除かれる（会三八九条一項・七項）。さらに、監査役設置会社における取締役は、会

社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、要求がなくても直ちにそれを監査役に報告しなければならない（会三五七条一項）。監査役は、報告の徴収、業務・財産の調査について、必要があれば補助者を使用することができる。[54] 同じ情報を持ちながら、評価が違うという緊張関係が、監査環境の整備の一つであると考えると、[55] 監査役の情報収集に関する環境の整備及びその実効性がいかに重要であるかが伺える。

監査役の取締役会への出席は、業務執行に関する意思決定のプロセスを知り、業務監査に必要な情報を得ることがその目的である。[56] 二〇〇一年の改正商法により、監査役は取締役会に出席しなければならなくなった（会三八三条一項）。もっとも、一九七四年の改正以降、監査役に取締役会に出席して意見を述べる権限が与えられており、これについては、取締役会に出席することが職務上の義務であると解され、[57] 監査役が理由なく欠席すれば、そのことが任務懈怠となると解されてきたところである。[58]

2　予防的監査権限

監査役の監査の実施について法は予防監査を期待している。[59] 予防監査は監査役監査のベスト・プラクティスであるが、どうすればそれが可能となるのかが重要な課題である。[60] 監査役の取締役会における意見陳述権については、従来から出席権同様、権利であると同時に義務でもあると解されてきた。[61] しかし、二〇〇一年の改正商法が取締役会への出席及び意見陳述を義務化したこと（会三八三条一項）については、監査役がその権限を行使するにあたって経営者の制限を受け、権限の行使が不能になるといった事態を打破することにその趣旨が置かれていると解するものや、[62] 監査役が積極的に妥当性監査に関与することを期待していると解するものがある。[63] つまり、監査役の任務は、取締役会における意思決定の不十分さを指摘し、必要な措置（情報が十分であるか否か、意思決定手続きが合

理的であるか否か）について取締役会に苦言することにあり、[64] 監査役は取締役会の意思決定に際して、その調査の有無・程度・範囲及び方法や決定手続き等について注意し意見を述べることが要求されるというのである。[65]

取締役の違法行為が完了した後、会社に損害が生じるのを防止するためには、監査役の迅速な対応が期待される。[66] そこで、監査役は、取締役が会社の目的の範囲外の行為、その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によって会社に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、当該取締役に対し、その行為を止めることを請求することができる（会三八五条一項）。この場合においては、監査報告書をもってそれを報告することのみを目的とする業務に期待するよりも、そのような損害の発生自体を未然に防止することを株主がより強く望むのは当然であり、監査役の差止請求権は、業務が完了する前の最終的予防的監査としての意味合いを色濃くもつものになる。[67] なお、ここにおける著しい損害とは、その損害の質及び量において著しいことを意味し、損害の回復の可能性の有無は問題とならないと解されている。[68]

3　報告義務

監査役は、取締役が不正の行為をし、もしくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会）に報告しなければならない（会三八二条）。代表取締役及びその他の取締役を監督し、業務執行を決定する権限をもつのは取締役会であり（会三六二条二項）、取締役会にその権限を行使する契機を与えるため、監査役にこの報告義務を負わせているのである。[69]

また、監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるもの（会社法施行規

則一〇六条により、電磁的記録とその他の資料）を調査しなければならない。この場合において、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない（会三八四条）。監査役は、取締役会に出席し、意見を述べなければならないが（会三八三条一項）、監査役の意見陳述が無視されて議案に反映されないまま、または取締役会にかけられることなく、そのような議案・書類が総会に提出されるときは、監査役は総会で意見を述べることになるのである。[70]

4　独任制と合議制

適法性監査は多数決に馴染まないものであるから、監査機関は独任制でなければならず、[71] 監査意見の形成や監査の実施については、できる限り独任制の長所を活かすべきであるといわれる。[72]

他方、大会社（会二条六号）である公開会社（会二条五号）は委員会設置会社でない限り、監査役会を設置しなければならないとされ（会三二八条一項）、大会社である公開会社では監査役会が監査役の職務の執行に関する事項を定めることができるが、監査の方針、監査役会設置会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定等は、監査役の権限の行使を妨げることができない（会三九〇条二項）。独任制で監査を貫徹することは難しいため、大会社においては、監査役会を設け、監査役の独任制と監査役会の合議制を整合させることが求められているのである。[73]

5　責任追及における権限

監査役設置会社（会社法三八九条一項・七項の適用により、監査役の監査が会計監査に限定されている会社は除

かれる）において、取締役に対し、または取締役が監査役設置会社に対して訴えを提起する場合に、当該訴えについては、監査役が監査役設置会社を代表する（会三八六条一項）。また、株主が会社に対して行う、取締役の責任を追及する訴えの提起の請求（会八四七条一項）についても、監査役が監査役設置会社を代表する。

取締役の会社に対する損害賠償責任を追及する訴え（会三八六条一項）において、監査役は提訴による会社の対外的イメージへの影響や、訴訟遂行のための会社の人的・時間的・金銭的負担等を総合的に判断する必要があるが[74]、この裁量権の行使が経営判断の問題に属するか否かについては、これを否定する見解[75]が多い。これに対し、合理的な調査をした上で訴えを提起しないことが会社の最善の利益になると判断したのであれば、その判断内容が著しく合理性を欠くものでない限り、監査役に過失があると見るのは困難であるといえ、これは一種の経営判断に類似した判断であるとする見解[76]もある。

6　内部統制システムの構築における監査役の責務

取締役会の構成員である取締役は、他の取締役の職務執行を監視する義務がある[77]。従来から、取締役が会社の業務執行を個別的に監視することは不可能であり、取締役の監視義務については、会社の業務執行が適切に行われることを一般的に確保するための会社内の体制が問題とされ、そのような体制、すなわち内部統制システムが存在しているか否か、それが十分に機能しているか否かが中心に考察されるべきであるといわれてきた[78]。二〇〇二年の改正商法は、委員会等設置会社（現委員会設置会社）のみに対し、内部統制システムの構築を義務付けたが、二〇〇五年に成立した会社法においては、委員会設置会社のみならず、大会社全体に対し、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務

省令で定める体制の整備（会三四八条三項四号、三六二条四項六号、四一六条一項一号ホ）（会社法施行規則九八条、一〇〇条、一一二条二項）について、取締役または取締役会が決定するよう義務付けた（会三四八条四項、三六二条五項、四一六条二項）。さらに、会社法における内部統制システムは、業務執行機関の外部の機関である監査役による業務執行機関の統制を含むとされ（会社法施行規則九八条四項・一〇〇条三項）[79]、内部統制システムの構築が監査役の監査の対象となり、個々の統制行為が監査の対象である一方、監査体制はそれ自体が内部統制システムの一部であると解されている[80]。

企業活動の効率性の維持のためには取締役会の強化が不可欠であるが、他方、企業活動の正当性の維持のためには企業の内部統制制度の充実が何よりも求められ、経営者の責任で整備され、維持される内部統制の機能状況を評価することが監査役の役割とされている[81]。このような考え方は判例においても採用されているが、それによると監査役は、商法特例法二二条一項の適用を受ける小会社を除き、業務監査の職責を担っているため、取締役がリスク管理体制（いわゆる内部統制システム）の整備を行っているか否かを監査すべき職責を負うものであり、これもまた、監査役としての善管注意義務の内容をなすものということができるとされている[82]。

従来、多くの会社において監査役と業務執行部門の中に設置されている内部統制システムとの連動が図られていないのが実態であったが[83]、内部統制システムの構築において、監査役がこれと適切に接合すれば監査役の監査の実効性の向上につながるとされ[84]、監査役が、内部統制部門と緊密な連係を保って調査を進めることも有効であるとする解釈がほぼ異論なく認められている[85]。

他方、企業構成員の判断の誤りや不注意により内部統制からの逸脱が生じた場合、企業構成員が共謀して、内部統制を無効にした場合、経営者等が内部統制を無視した場合及び内部統制の構築当初は想定していなかった環境の

変化や新たな事象が発生した場合には、内部統制が有効に機能せず、事業活動の適正かつ効率的な実行が確保できない懸念があると指摘される。[86] 監査役は、独立かつ中立的な機関として内部紛争の処理を行うためにも、取締役が責任を追及されるようなことをしているかどうかについて常に監視し検証しておく必要があるが、[87][88] 内部統制システムの構築及びその運用についての検証も当然ながら重要であると思われる。[89]

四　日本法の今後の中国法への示唆

以上からすると、日本法における監査役（会）には継続的な監査（実査）のための広範な権限が与えられている。さらには職務執行を行うに際し善意で重大な過失のない取締役の責任について、その一部免除に関する議案を株主総会に提出する際には、監査役全員の同意が必要とされており（会四二五条三項一号）、[90] 監査役の監査の一貫性が維持されている。他方、監査役の取締役への報告義務の履行により、業務執行を行う取締役（会）自らにも、取締役の不正行為に対し迅速に是正措置を講じることが求められている。しかし、特に上場会社等の監査役が経営者から独立し実効的に監査を行っているとの評価はいまだに少なく、制度改正の議論は絶えず、[91] 権限強化をめぐる議論の多くは人事権に集中している。[92]

中国においては、二〇〇五年の公司法改正を経て監事会の権限が相当強化されたといえる。日本の前述の改正議論の動向からすると、特に、法律、行政法規、会社の定款並びに株主総会の決議に違反した取締役及び高級管理人員に対する解任提案権（公一一九条一項・五四条二号後段）や、株主総会への提案権（公一一九条一項・五四条五号）が与えられ、監事会の地位の確保や監査の実効性の向上が図られたことは、評価に値する。しかし、日本法と比較すると、専門的な監査機関としての監事会の位置づけが依然として明確ではなく、したがって監査機能の向上

のための十分な権限が与えられていない。すなわち、監事会は取締役会による経営における諸利害関係者の利益の代弁者という位置づけが維持され、経営の健全性確保というのが監事会の主たる機能であるという認識がなお展開されていない。その一方で、所有と経営の分離に関しては、依然として株主総会が直接会社の経営に関与するという姿勢が維持されており（例えば、資本金増額〔公一〇〇条・三八条七号〕、社債発行〔公一〇〇条・三八条八号〕及び組織変更〔公一〇〇条・三八条九号〕等の事項に関しては、株主総会が決議するとされている）、株主総会が監督機能を果たすことが期待されているが、株主総会は監督の専門的機関ではないうえに、株主総会の形骸化はその監督機能の弱体化につながるといえる。したがって、やはり監査の専門的機関である監事会の監査機能の向上に目を向けることが何よりも重要であり、さらには監事会を実査に重点を置く機関と位置づけるのであれば、やはり日本法から示唆されるように、情報収集権や予防的監査権限の充実化を図る必要があり、業務執行を担う取締役会自らによる迅速な是正を重要視することが求められるほか、取締役等の責任追及に関する監事会の権限も整備しなければならないであろう。

他方、前に述べたように、中国法においても取締役には、取締役会の構成員である他の取締役の職務執行に対する監視義務が導かれる。さらに、取締役及び監事に日本法上の善管注意義務とほぼ同内容の勤勉義務が課されている（公一四八条一項）ことからすると、[93] 今後の中国法においても、大規模の株式会社の取締役会には内部統制システムの構築義務が、そして監事会にはその構築及び運用に関する監査義務が導かれると思われる。そうだとすると、前述のように監査対象が従来より拡大されている（公一一九条一項・五四条二号前段）監事会にとっては、自らの実査の限界を補うためにも、内部統制部門と緊密な連携をとり、さらにそれについて検証しなければならないということが、日本法から示唆されるといえる。また、同じく日本法から示唆されるように、監査職務の遂行のために

は監事の独任制が求められるため、仮に今後内部統制システムの構築により監査職務を遂行するという方向で監事会制度を構築することを目指すとしても、監査の独任制は排除されるべきではないと思われる。

義務の厳格化は相応の権限の拡大を必要とする一方、権限の行使を怠らないようにするためには、責任制度を厳格にする必要が生じてくる。監事会の監査機能の向上をめぐってはなお議論が必要であるが、今後株主代表訴訟の活性化により議論がさらに活発になることにも期待がかかる。

(1) 董溯戦＝童光法「試論我国股份公司監事会制度的缺陥及其完善」甘粛政法学院学報総第六一期（二〇〇二年）三四頁、金永明＝陳禹志「国企応強化公司監事制度」上海国資二〇〇四年第一一期三一頁［黄来紀］。

(2) 卞耀武＝劉鴻儒主編『中華人民共和国公司法実務全書』（経済日報出版社、一九九四年）八二頁、郭東「論現代企業制度――公司制度」企業経済一九九四年第五期一〇頁、徐潔「健全和完善股份公司機関的策略」現代法学二二巻第一期（二〇〇〇年）一一〇頁、李培志＝楊貴海「完善監事会的架構設計発揮監事会的価値功能」河北法学総第一一〇期（二〇〇一年）三八頁、矯健「独立董事・監事会与現代公司監督机制的選択」当代法学二〇〇二年第二期五九頁、袁錦秀「公司治理結構的法律規制――基于政府規制理念的考察」法学二〇〇三年第二期八八頁。

(3) 徐潔・前掲注(2)一一〇頁、李開甫「簡論我国公司監事会制度的不足与完善」法学評論総第一三〇期（二〇〇五年）一二五頁。王保樹「公司法修改与公司法律制度的完善――公司法修改応追求適応性」法学二〇〇四年第七期七頁は、会社経営上の重大事項及び突発的な事態に限って監事会に報告すべきだという。

(4) 白国棟「中国公司法上の監査制度」判例タイムズ八五七号（一九九四年）六二頁、志村治美＝奥島孝康『中国会社法入門』（日本経済新聞社、一九九八年）一七〇頁［奥島孝康］、呉天宝ほか『国有企業改革比較法律研究』（人民法院出版社、二〇〇二年）五三三頁。

(5) 白国棟・前掲注(4)六二頁、奥島孝康・前掲注(4)一七〇頁、万利民「我国公司法人治理結構中監察権有効行使的法律思考」工業技術経済二一巻第二号（一九九九年）三一頁、胡文濤「強化我国股份有限公司監事会監督職能的法律思考」経済師一九九九年第六期三一頁、胡新華「国有企業監督机制的法律控制」徐学鹿編『企業改制及運行的法律控制』（人民

法院出版社、二〇〇二年）二〇〇頁。

（6）龍田節「監査役・監査役会の職務と権限」商事法務研究会編『監査役ハンドブック』（商事法務研究会、新訂第三版、二〇〇〇年）九四頁。

（7）万利民・前掲注(5)三一頁、胡新華・前掲注(5)二〇〇頁。

（8）龍田節・前掲注(6)一〇二頁、鈴木進一「監査委員会と監査役会に関する選択制〔下〕」商事法務一七三二号（二〇〇五年）二七頁。

（9）徐傑＝徐暁松『中国公司法与公司実務』（中国致公出版社、一九九四年）一九八頁、梅慎実『現代会社機関権力構造論』（中国政法大学出版社、二〇〇〇年）五二八頁。

（10）呉天宝ほか・前掲注(4)五三六頁。

（11）金京玉「中韓両国股份有限公司監事制度的比較――兼談我国公司治理中監事会制度的完善」山東大学学報二〇〇四年第四期七六頁、鍾志勇「中日股份公司監事義務与責任之比較」浙江万里学院学報一七巻第三期（二〇〇四年）八〇頁、王麗嫻＝巫慶華「我国股份公司監事会制度的現状和完善建議」特区経済二〇〇五年第七期一〇一頁。

（12）末永敏和「コーポレート・ガバナンスと健全性確保――商法の立場からの検討」商事法務一五四二号（一九九九年）一七頁。

（13）吉井毅「日本の監査役制度」商事法務一六九四号（二〇〇四年）九頁。

（14）白国棟・前掲注(4)六三頁。

（15）白国棟・前掲注(4)六四頁、徐潔・前掲注(2)一一〇頁、金京玉・前掲注(11)七六頁、鍾志勇・前掲注(11)八〇頁、王麗嫻＝巫慶華・前掲注(11)一〇一頁。

（16）末永敏和・前掲注(12)一七頁。

（17）上柳克郎ほか編『新版注釈会社法〔六〕』（有斐閣、一九八七年）四六七頁［鴻常夫］、龍田節・前掲注(6)一〇五頁、前田庸『会社法入門』（有斐閣、第九版、二〇〇三年）三九六頁。

（18）公司法は、高級管理人員の違法行為についても株主代表訴訟を認めているが（公一五二条・一五〇条）、経理、副経理及び財務責任者等は取締役会により選任・解任されることからすると（公一〇九条四項・四七条九号）、これらの者の

会社に対する損害賠償責任について、取締役会が責任を追及すべきか、それとも株主代表訴訟を認めるべきかに関しては、なお議論の余地があると思われる。

(19) 白国棟・前掲注(4)六三頁、奥島孝康・前掲注(4)一七〇頁。

(20) 龍田節・前掲注(6)一〇六頁。

(21) 胡文濤・前掲注(5)三一頁、徐潔・前掲注(2)一一〇頁、王宗正「我国股份有限公司内部監督制約机制及其完善」浙江学刊二〇〇一年第一期一八八頁、梁三利「韓国・日本股份有限公司監事職権比較分析」甘粛政法成人教育学院学報総第四三期（二〇〇一年）八六頁。常健＝銑常林「完善我国公司監事会制度的法律思考」上海社会科学院学術季刊二〇〇一年第三期一四七～一四八頁は、差止請求権と是正請求権両方を与えるべきであるというが、両方を認める必要はないであろう。

(22) 龍田節・前掲注(6)八四頁。

(23) 钟志勇・前掲注(11)八〇～八一頁は、株主総会に報告するには時間と費用がかかるということを理由に挙げているが、むしろ取締役会の監督権限を発動させるというのが合理的であろう。

(24) 钟志勇・前掲注(11)八〇～八一頁。

(25) 金京玉・前掲注(11)七六頁。

(26) 馬栄偉「上市公司内部監督制度重構」証券市場導報二〇〇一年四月号六五頁、钟志勇・前掲注(11)八一頁。

(27) 徐武生編著『中華人民共和国公司法案例評析与実務』（経済日報出版社、一九九四年）九二頁。

(28) 甘培忠「論完善我国上市公司治理結構中的監事制度」中国法学二〇〇一年第五期七九～八〇頁。

(29) 曾咏梅「公司監事何時挺起腰杆」企業管理一九九八年第一一期一二頁、万利民・前掲注(5)三一頁、胡文濤・前掲注(5)三一頁、陳淡卿「浅論完善我国公司内部監事会監督制衡机制」南方経済二〇〇〇年第六期四一頁、徐鉄岩＝孫晴「浅議股份有限公司監事会及其価値功効」商業研究総第二一六期（二〇〇〇年）八三頁、王宗正・前掲注(21)一八八頁、常健＝銑常林・前掲注(21)一四八頁、馬栄偉・前掲注(26)六五頁、董溯戦＝童光法・前掲注(1)三五頁、高旭軍「公司監督机制失衡症和独立董事」南開学報（哲学社会科学版）二〇〇三年第一期一一三頁、劉哲「論監事会監督机制的立法完善」哈尔濱工業大学学報（社会科学版）七巻第二期（二〇〇五年）六四頁、李開甫・前掲注(3)一二五頁。

(30) 常健＝饒常林・前掲注(21)一四八頁、司偉「公司監督机制的制度契合――我国上市公司監事会制度完善刍議」財貿研究二〇〇二年四月号五二頁。他方、趙健「完善我国上市公司監事会制度的思考」焦作大学学報二〇〇三年第三期三七頁は、二ヶ月という期間が必要ではないという。

(31) 徐潔・前掲注(2)一一一頁、彭賽紅「論我国公司法中監事会職権的完善」湖南経済管理幹部学院学報一二巻第二期（二〇〇一年）二七頁。

(32) 甘培忠・前掲注(28)八三頁は、招集の要件についての説明はせず、特別な場合に限って自ら招集できるようにすべきであるという。

(33) 徐潔・前掲注(2)一一一頁、黄来紀・前掲注(1)三一頁。

(34) 万利民・前掲注(5)三一頁、常健＝饒常林・前掲注(21)一四八頁、江華「独立董事与監事会職能的衝突与協調」重慶社会科学二〇〇二年第四期四〇頁。

(35) 曾咏梅・前掲注(29)一二頁。

(36) 王麗嫻＝巫慶華・前掲注(11)一〇一頁。

(37) 寥斌「論独立董事与監事会職能的協調架構」天府新論総第一一三期（二〇〇三年）七五頁、李開甫・前掲注(3)一二五頁。

(38) 钟明霞「欧美等国公司内部監督机制対我国的啓示」法律科学（西北政法学院学報）二〇〇三年第四期六五頁、趙健・前掲注(30)三七頁。

(39) 董溯戦＝童光法・前掲注(1)三四頁、江華・前掲注(34)四〇頁、黄来紀・前掲注(1)三一頁。

(40) 胡文濤・前掲注(5)三一頁。

(41) 李培志＝楊貴海・前掲注(2)三八頁。

(42) 常健＝饒常林・前掲注(21)一四六～一四七頁、甘培忠・前掲注(28)七九～八〇頁。曾咏梅・前掲注(29)一二頁は、個々の監事が監事会の決議により与えられた任務を果たした後は、単独で監査活動を行うことができるようにすべきだという。また、汪世虎「我国股份有限公司法人治理結構的完善」池州師専学報一五巻第四期（二〇〇一年）二四頁は、常勤監事（執行監事）を設置し、常勤監査に限っては独任制を認めるべきであるという。王保樹（白国棟＝楊沢宇訳）「中国

公司法の制定と会社運営上の留意点」判例タイムズ八五七号（一九九四年）四四頁は、監事は監事会の構成員に過ぎないものであるが、個々の監事には別段に義務と責任が定められており、権限と義務が一致していないということから、監事個人のあるべき地位と役割の確定を探求すべきであるという。

(43) 王保樹（徐治文訳）「経営集中の理念か制衡の理念か――中国のコーポレート・ガバナンスの課題」法律時報七三巻八号（二〇〇一年）八八頁、甘培忠・前掲注(28)八〇頁。

(44) 呉天宝ほか・前掲注(4)五四〇頁、徐潔・前掲注(2)一一一頁、胡茂剛「論我国股份有限公司監事机制之完善」天津市政法管理幹部学院学報二〇〇〇年第一期二六頁、徐鉄岩＝孫晴・前掲注(29)八三頁、陳淡卿・前掲注(29)四一頁、王宗正・前掲注(21)一八八頁、常健＝饒常林・前掲注(21)一四八頁、馬栄偉・前掲注(26)六五頁、彭養紅・前掲注(31)二七頁、甘培忠・前掲注(28)八三頁、董溯戦＝童光法・前掲注(1)三五頁、江華・前掲注(34)四〇頁、高旭軍・前掲注(29)一一三頁、劉哲・前掲注(29)六四頁。

(45) 曾咏梅・前掲注(29)一二頁、司偉・前掲注(30)五二頁、高旭軍「論公司監督机制失衡的法律原因及対策」同済大学学報（社会科学版）一四巻第二期（二〇〇三年）三六頁、金京玉・前掲注(11)七六頁、王麗嫻＝巫慶華・前掲注(11)一〇一頁、李開甫・前掲注(3)一二六頁。

(46) 王保樹・前掲注(43)八九頁。

(47) 高旭軍・前掲注(45)三六頁。

(48) 常健＝饒常林・前掲注(21)一三二頁。

(49) 司偉・前掲注(30)四九頁。

(50) 近藤光男『最新株式会社法』（中央経済社、第三版、二〇〇六年）二五〇頁。

(51) 尾崎安央ほか「座談会：監査役監査基準全面改定の背景と実務対応――監査役設置会社の新しい企業統治の方向性」商事法務一六九七号（二〇〇四年）一三頁［諸石光熙発言］。末永敏和『会社法』（中央経済社、第二版、二〇〇一年）一六一頁は、監査役の監査は、所有による経営のコントロール機能を補完するものとして客観的第三者的立場から行うものであるという。

(52) 諸石光熙発言「座談会」・前掲注(51)一三頁は、「内外から評価される」かつ「責任の取れる」監査役制度を設けるに

は、監査環境の整備、内部統制システムの確立及び経営判断原則の活用といった三つが方法論として、新監査基準において確立しているという。

(53) 武井一浩発言「座談会」・前掲注(51)二一頁。

(54) 上柳克郎ほか編『新版注釈会社法〔六〕』（有斐閣、一九八七年）四四八頁［竹内昭夫］。

(55) 尾崎安央発言「座談会」・前掲注(51)二三頁。

(56) 龍田節・前掲注(6)一〇二頁、鈴木進一・前掲注(8)二七頁。

(57) 上柳克郎ほか編『新版注釈会社法〔六〕』（有斐閣、一九八七年）一二二頁［堀口亘］。

(58) 龍田節「コーポレート・ガバナンスと監査役」監査役四二二号（一九九九年）二一頁。

(59) 末永敏和・前掲注(12)一七頁。

(60) 吉井毅・前掲注(13)九頁。

(61) 前田庸・前掲注(17)三九一頁。

(62) 神田秀樹ほか「座談会：企業統治に関する商法改正法の実務への影響」商事法務一六一七号（二〇〇二年）二七頁［神田秀樹発言］。

(63) 川村正幸「改正商法によるコーポレート・ガバナンス改革」企業会計五四巻三号（二〇〇二年）二〇～二一頁。

(64) 大杉謙一「取締役・監査役の責任と、その軽減――監査役によるリスク管理体制の監視とアクティブ・ボードの推進」法律時報七四巻一〇号（二〇〇二年）二八頁。

(65) 畠田公明「企業不祥事は防止できるか」法学セミナー五七五号（二〇〇二年）二七頁。大杉謙一・前掲注(64)二八頁は、つまり、ボード（取締役会）の内外における経営決定において、手続きを徹底する義務を取締役が負い、取締役に手続きを徹底させる義務を監査役が負うが、ここで伝統的な妥当性監査と適法性監査の境界がなくなるという。

(66) 龍田節・前掲注(6)一〇五頁、鴻常夫・前掲注(17)四六七頁、前田庸・前掲注(17)三九六頁。

(67) 鈴木進一・前掲注(8)二七頁。

(68) 鴻常夫・前掲注(17)四六三頁。

(69) 龍田節・前掲注(6)八四頁。

(70) 前田庸・前掲注(17)三九〇～三九一頁。

(71) 浜田道代『商法』（岩波書店、第三版、二〇〇三年）一八一頁、森本滋「委員会等設置会社制度の理念と機能〔下〕——監査委員会と監査役制度の比較を中心に」商事法務一六六八号（二〇〇三年）一七頁、江頭憲治郎『株式会社法』（有斐閣、二〇〇六年）四七三頁。

(72) 奥島孝康「株式会社監査制度の現状と課題——Ⅴ監査役会の法定と機関権限の再分配」商事法務一二九六号（一九九二年）二七頁。鈴木進一・前掲注(8)二八頁は、多数意見が株主にとって常に正しいとは限らないため、監査報告書に少数意見が尊重されているということは利点であるという。

(73) 奥島孝康・前掲注(72)二四頁、日本監査役協会企業法制委員会「企業法制の将来に関する中間報告」監査役四二八号（二〇〇〇年）一四頁、大川博通発言「座談会」・前掲注(51)一〇頁。

(74) 内田信也「株主代表訴訟における監査役の実務対応と留意点」商事法務一三七九号（一九九五年）一九頁。

(75) 今井宏＝伊藤智文「株主代表訴訟と監査役」監査役三二〇号（一九九三年）一九～二〇頁［今井宏発言］、山下友信「取締役の責任・代表訴訟と監査役」商事法務一三三六号（一九九三年）一二頁、田村諄之輔「最近の株主代表訴訟事件とその問題点〔中〕——三井鉱山事件・野村證券事件・日本サンライズ事件」監査役三二九号（一九九四年）一八頁、近藤光男「経営判断の法則と監査役」監査役三八二号（一九九七年）一九頁。

(76) 前田雅弘「株主代表訴訟制度」森本滋編著『比較会社法研究』（商事法務、二〇〇三年）二八〇頁。家近正直ほか「座談会：新たな監査役像を求めて」監査役四八四号（二〇〇四年）一二頁［家近正直発言］一一頁は、株主代表訴訟や取締役の責任軽減の問題等々に対する監査役の関与には、執行部門とは独立した一種の経営判断が要求されると解する。

(77) 上柳克郎ほか編『新版注釈会社法〔六〕』（有斐閣、一九八七年）二七九頁［近藤光男］。

(78) 神崎克郎「会社の法令遵守と取締役の責任」法曹時報三四巻四号（一九八二年）八六九頁、吉本健一「判批」商事法務一五六二号（二〇〇〇年）四二頁。

(79) 相澤哲ほか編著『論点解説：新・会社法』（商事法務、二〇〇六年）三三三頁。

(80) 神田秀樹「新会社法と内部統制のあり方」商事法務一七六六号（二〇〇六年）三九頁。

(81) 伊勢田道仁「会社の内部統制システムと取締役の監視義務」金沢法学四二巻一号（一九九九年）八六頁、末永敏和

「国際化時代と会社法③――監査制度の改革」取締役の法務七八号（二〇〇〇年）六九頁、片木晴彦「監査役の権限強化」企業会計五四巻三号（二〇〇二年）三七頁、川口恭弘「内部統制システムの意義と監査役の役割」監査役四七六号（二〇〇三年）一三頁、小柿徳武「監査役監査と内部統制」監査役四七五号（二〇〇三年）三九頁。尾崎安央「監査役監査基準の改定〔上〕」監査役四九一号（二〇〇四年）三五頁注一〇は、内部統制の構築状況に関する監査は従来からいわれてきた「適法性監査」（取締役の善管注意義務の履行）の一内容に過ぎないという。

(82) 大阪地判平一二・九・二〇判例時報一七二一号三頁、東京地判平一六・一二・一六判例時報一八八八号三頁等がある。

(83) 森本滋ほか「座談会：平成一四年商法改正と経営機構改革――委員会等設置会社に関する論点・実務対応〔中〕」商事法務一六五二号（二〇〇三年）一〇頁［始関正光発言］。江頭憲治郎「日本の公開会社における取締役の義務――特に監督について」商事法務一六九三号（二〇〇四年）八～九頁は、監査役は内部統制システムの不備が違法な程度に達しなければ行動がとれなかったという。

(84) 岩原紳作＝森本滋発言「座談会」・前掲注(83)一〇～一一頁。

(85) 武井一浩「内部統制法制の実務的観点からの検討」商事法務一七六六号（二〇〇六年）五一頁。

(86) 吉井毅・前掲注(13)一三～一四頁。

(87) 尾崎安央発言「座談会」・前掲注(51)一八頁は、検証とは、事後検証であり、ある結果が発生したとき、後から事実をトレース、確認し、評価・判断する行為であるが、これは、監査役または監査役会の監査意見を形成する際の、評価・判断の基礎になるという。

(88) 尾崎安央発言「座談会」・前掲注(51)二六頁。

(89) 末永敏和＝藤川信夫「新しいコーポレート・ガバナンスと企業経営」取締役の法務一〇八号（二〇〇三年）四七頁は、監査役と内部統制部門との間にはファイヤー・ウォールを設けることが必要であるという。

(90) 江頭憲治郎・前掲注(71)四三五頁は、責任免除が大局的にみて会社（株主）の利益に合致するか否かが監査役の善管注意義務の基準であると解する。

(91) 江頭憲治郎・前掲注(71)四六〇頁。

(92) 末永敏和「二一世紀の商法を展望する――コーポレート・ガバナンス」ジュリスト一一五五号（一九九九年）一二六

頁、日本監査役協会監査制度委員会「米国のAudit Committee（監査委員会）と日本の監査役制度の比較」監査役四五二号（二〇〇二年）一六三頁。家近正直ほか『討論：コーポレート・ガバナンス』（学際図書出版、一九九九年）二一〇頁［吉本健一発言］も、制度上改革の余地が残っているのは人事権の問題のみであるという。ほかにも、ほぼ同旨のものとして、久保利英明発言「座談会」・前掲注(62)二八頁・三〇～三一頁がある。

(93) 取締役の勤勉義務については、拙稿「株式会社における監査権限のあり方についての一考察――中日両国における取締役の義務の視点から」阪大法学五六巻四号（二〇〇六年）七三頁以下を参照されたい。